

長期履修制度適用期間短縮の手続きについて

修了の見込みがたつ修士論文予備登録時にのみ、一度に限って期間短縮変更の申請を認めています。今年度、入学時に申請した修了時期よりも早い段階で修士論文予備登録を行う方は、期間内に必ず手続きを行ってください。

記

1. 対象者

長期履修制度適用者のうち、予定する修了時期よりも早く（長期履修制度適用期間を短縮して）修了を希望する方。

2. 提出期間

2019年10月15日（火）～10月31日（木）【窓口取扱時間内】

3. 提出場所

大学院課窓口（大学院棟1階）

※Web上での予備登録とは別に、窓口にて申請書を提出してください。

※申請後、取り下げや変更は一切できません。（論文が完成しない等の理由による取り下げも認められません。）

4. 提出書類

「**長期履修計画変更申請書**」（書式は大学院ホームページにて配布しております。）

5. 学費と在学年数について

- ・ 教授会での承認後は、長期履修制度の学費が適用されなくなりますので、通常学費との差額（不足分）を納入していただきます。
- ・ 2019年度3月に修了できなかった場合、次年度以降在学分の学費には長期履修制度は適用されません。「修業年限を超えて在学する場合の学費（標準年限入学者と同様の扱い）」が適用されます。
- ・ 在学期間は、標準年限入学者と同様に、通算4年までとなります。

※大学院要項 221 頁（修業年限）、226 頁（学費）参照

6. 学費の納入期日について

申請書が教授会で承認され次第、不足分学費の振込依頼書をご自宅に送付いたします。

学費振込依頼書が届きましたら、**指定された期日**までに、納入の手続きを行ってください。

【注意】住所が変更になった場合には、至急、大学院課まで届け出てください。

7. その他

長期履修制度は大学院学則第2条第7項の通り、標準の修業年限を超えて計画的に課程を履修し修了する制度であり、入学時にご本人の申請によって認められたものです。

短縮申請後に再度、長期履修制度を適用することは一切できませんので、よく検討の上、申請してください。

以上